

## 農林水産省共済組合員の皆様へ

## 共済手続における書面・押印等の見直しについて

～各申請書等への押印廃止等を実施します。～

今般、国家公務員共済組合制度を所管する財務省から各府省等共済組合に対し、令和2年内に「共済手続において内部規程等で書面・押印・対面を求めているものは見直し、また、その手続については、当面は、ID、PWにより職員認証可能な職場のメールを活用する」よう要請があったところです。

このため、当共済組合におきましては、共済手続の見直しを行うこととし、令和3年1月から申請書への押印廃止等について、以下のとおり行うこととしましたので、組合員の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

**1. 申請書への押印廃止等**

貸付事業に係る借用証書等の一部の様式を除き、申請書・届出書等（以下「申請書等」という。）から押印欄を廃止しました。

また、申請書等の提出について、職場のメールを活用できるよう申請書等を紙媒体から電子媒体（エクセルワード）に変更するとともに、「被扶養者申告書」等を統一し、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）ソフトに対応した新様式に変更しました。

**2. 申請書等の作成・提出方法**

申請等を行う場合は、申請書等を当共済組合ウェブサイト（<http://nousuikyousai.or.jp/download/>）又は農林水産省ポータルサイト（以下「ウェブサイト等」という。）からダウンロードしてください。

※ ウェブサイト等にアクセスできない場合は、所属所の共済担当者（以下「共済担当」という。）から様式を入手してください。

申請書等の提出について、職場のメールを活用できる場合は、必要事項を入力した申請書等（電子媒体）及び添付資料を別途共済担当が指定する提出先に職場のメールにより提出してください。

なお、原本を提出する必要がある場合は、これまでと同様に共済担当に手渡し又は郵送（書留）により提出してください。

また、職場のメールを活用できない場合は、これまでと同様に書面により共済担当に提出してください（当分の間、変更前の様式（書面）での提出も可能ですが、その場合も押印又は自筆署名は不要です。）。

※ 所属所における職場のメールの活用開始時期等については、各所属所における共済事務の実施体制等により異なりますので、共済担当にお問い合わせください。

以上